

第 1 1 2 号 議 案

新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

新宿区監査委員の給料等に関する条例（平成 3 年新宿区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「72 万 1,000 円」を「74 万 2,000 円」に改め、同項第 2 号中「70 万 1,000 円」を「72 万 1,000 円」に改め、同条第 2 項第 1 号中「32 万 9,000 円」を「33 万 9,000 円」に改め、同項第 2 号中「30 万 9,000 円」を「31 万 8,000 円」に改め、同条第 3 項中「19 万円」を「19 万 5,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新宿区監査委員の給料及び報酬の額を改定する必要があるため